## 揭 示 (平成23年度 建物清掃等業務)

一般競争入札(簡易型総合評価落札方式)について次のとおり掲示する。 なお、本業務に係る決定及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度予算が成立し、 予算示達がなされることを条件とします。

- 1. 揭 示 日 平成23年2月25日 (金)
- 2. 掲示責任者 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 分任契約職 海洋博公園管理センター センター長 新 里 隆 一
- 3. 担 当 課 〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 海洋博公園管理センター 施設課 電話 0980-48-2741 FAX 0980-48-3339
- 4. 業務の概要
  - (1) 業務名 平成23年度 建物清掃等業務
  - (2) 業務場所 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区内
  - (3) 業務内容 建築物及び工作物等の清掃、エメラルドビーチ清掃及び施設の不具合 等の修理補修を含め維持管理を行うものである。
  - (4) 概算数量

清掃従事者年間延べ約 5, 200 人修理補修費年間概算一式約 11, 300, 000 円

- (5) 業務期間 平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日 1ヶ年間
- (6) 本業務は、業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を 総合的に評価して落札者を決定する簡易総合評価落札方式である。
- (7) 本業務の全ての入札者は、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費 内訳書を提出すること。ただし以下の点に留意すること。
  - 1) 入札は紙入札とし、参加者は業務費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して提出すること。
  - 2) 業務費内訳書の内容は、員数、単価及び種目、科目、中目及び内訳明細に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示する。(様式自由)
- (8) 本業務の支払いは、前払い金は無し、既済部分払い5回/年及び完了払いとする。

- (9) 落札者の本業務引継期間は、落札日翌日から平成23年3月31日(木)までとする。
- 5. 技術資料を提出する対象者に係る事項(技術資料提出参加者)
  - (1) 沖縄県内に本店・支店又は営業所を有すること。会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立が成されている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立が成されている者でないこと。
  - (2) 沖縄県に以下の登録が成されていること。(登録証明書の写しを提出すること。)
    - 建築物環境衛生総合管理業
    - ・建築物ねずみ昆虫等防除業
  - (3) 次に掲げる基準を満たす業務責任者及び配置予定技術者を本業務に配置し、専属・常駐を求められる者については、会社に所属している証明(雇用保険被保険者証の写し)を提出すること。
    - 1)業務責任者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称:ビル衛生管理法)に基づく清掃作業監督者の資格を有する者で専属・常駐であること。
    - 2) 配置予定技術者は、以下の免許、資格を有する者であること。

◎ビルクリーニング技能士又は

建築物環境衛生管理技術者

◎ネズミ昆虫等防除作業監督者

◎清掃従事者

○潜水士

○車輌系建設機械運転者

○二級小型船舶操縦士

○遊具の日常点検講習修了者

○貯水槽清掃作業監督者

○特殊建築物等調査資格者

(注) ◎は専属・常駐とする。

職業能力開発促進法

ビル衛生管理法

ビル衛生管理法

ビル衛生管理法

労働安全衛生法

労働安全衛生法

船舶職員及び小型船舶操縦者法

(社)日本公園緑地協会・同施設業協会

ビル衛生管理法

建築基準法

- (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人 的関係がないこと。
  - 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生 手続が存続中の会社の関係で有る場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合。
- 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が 更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、上記 1)又 2)と同視しうる 資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 6. 技術資料の作成及び提出に係る事項

- (1) 技術資料作成要領の交付
  - 1) 交付期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月2日(水)まで の毎日、午前9時から午後5時まで。
  - 2) 交付場所 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 海洋博公園センター 総務課 総務係 契約担当 〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地 電話 0980-48-2741 FAX 0980-48-3339
  - 3) 入手方法 交付場所で直接受領するものとする。なお、技術資料作成要領及び 様式は技術資料交付期間に受領するものとする。
  - 4) 費 用 実費
- (2)参加表明書提出期限

「5.技術資料を提出する対象者に係る事項」を満たし、技術資料を提出しようとする者は、6. (1) 2)の交付場所にて技術資料作成要領を入手し、同封された「参加表明書」を平成23年3月2日(水)の午後5時までに同交付場所へ持参、郵送(必着)、FAXのいずれかで通知するものとする。

- (3) 技術資料の提出方法
  - 1) 技術資料の作成は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。
  - 2) 提出方法は、持参もしくは郵送。 (郵送については提出期限必着)
  - 3) 受付期間は、平成23年3月3日(木)から平成23年3月10日(木)までの毎日、午前9時から午後5時まで。
  - 4) 受付場所 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 海洋博公園管理センター 総務課 総務係 契約担当 〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地 電話 0980-48-2741 FAX 0980-48-3339
  - 5) 提出部数 正3部とする。

## 7. その他

(1) 手続きについての問い合わせ等

問い合わせは、技術資料提出期限の前日までに質問状により受付場所へ持参又は 郵送(書留)により行うものとし様式は自由とする。ただし、持参する場合は、問い合わせ期間中毎日午前9時から午後5時までに行うものとする。

質問に対する回答は、参加表明書を提出した者、全てに対して FAX により行う。

(2) 技術資料の審査基準日は、技術資料提出期限日とする。

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 分任契約職 海洋博公園管理センター センター長 新 里 隆 一